



Title	雑報
Citation	北大法学論集, 43(4), 335-339
Issue Date	1992-12-28
Doc URL	<a href="http://hdl.handle.net/2115/15491">http://hdl.handle.net/2115/15491</a>
Type	bulletin (other)
File Information	43(4)_p335-339.pdf



[Instructions for use](#)

## 北海道大学法学部法学会記事

○平成四年五月二二日（金）午後一時三〇分より

「中国の司法制度と裁判

——法的決定システムの独自性を中心として——」

報告者

鈴木賢氏

出席者

二二名

（北海道大学助教）

近年、わが国では司法制度の改革がクローズアップされるようになり、外国の司法にかんする情報・研究成果がさかんに提供されている。しかし、そのほとんどが欧米先進諸国の経験にとづくものであり、非西洋世界の司法制度が取り上げられることはきわめて希である。そこで本報告では、日本司法のもう

ひとつの相対化のために中国の司法、とくに裁判における決定メカニズムのありかたに焦点をあてて、その特質の抽出を試みた。

中国で裁判所にあたる機関は人民法院とよばれ、民主集中制にもとづき同クラスの人民代表大会（以下、「人大」と略）によって選出され、それに責任を負う。いわゆる三権分立は原理的に否定されている。通常法院は最高人民法院を頂点に各省ごとの高級人民法院（三〇カ所）、各地区ごとの中級人民法院（約三四〇カ所）、各県ごとの基層人民法院（約三〇〇〇カ所）の四クラスから構成され、原則として二審終審制を採っている。それぞれの法院は同級の人大によって選挙された院長によって統率され、内部には若干の「法庭」が設置されている。法庭には民事、刑事、経済、行政、少年など事件の種類に応じたものや、執行庭、不服審査庭、再審庭などがあり、庭長のもとに固定したメンバーから構成される。また、独特の内部組織として裁判委員会が設けられ（法院組織法一条）、個々の案件への関与をふくめて重要な役割を担っている。民主集中原則にもとづく集団指導体制を具体化したもので、建国以前から共産党の統治地区の法院には一貫して存続してきた。

実際に裁判を行う者を「審判員」といい、同級の人大常務委

員会がこれを任免する（法院組織法三五条）。審判員の下には法院によって任免される「助理審判員」があり、合議庭に加わることができる。さらに、素人が一番に限り合議庭を構成する場合がある。原語では「陪審員」であるが、職業裁判官と同等の権限をもって裁判にあたることを建前としているので、むしろ参審員制度と理解すべきものである。かつては社会主義司法の目玉として積極的に位置づけられ、参審員を加えることが必要的であったが、紛争の「 legalization・複雑化・専門化、制定法の整備、案件数の増大、職業裁判官の質・量の充実にともなう、しだいに形骸化しつつあるようである。法院にかんする人事は、法律上は国家権力機関たる人大の専権に委ねられているが、実際には人選について事前に同級の党委員会の原則的承認を必要としており（中共中央「全党が必ず社会主義法制を擁護しなければならぬことに関する通知」一九八六年七月）、党委員会が直接、法院院長などを任免してしまう「珍事」もしばしば発生する。近時、裁判官の汚職、不正の風が大きな問題となっており、むしろ賄賂を受け取らず、コネに左右されない裁判官は模範的裁判官として表彰されるほどで、事態は深刻である。

中国の法院における司法的決定の特徴をひとことではいえず、

決定の主体がきわめて多層的、多元的で、実際の審理にあたる担当裁判官には、最終的な決定権限が与えられていないということである。決定の主体を特定することが困難な場合すらある。まず、法院内部にあつて具体的な案件の処理決定に関与しうる主体としては、つぎの二者がある。①裁判委員会。法は重大な事件または疑義のある事件に関して討議することを裁判委員会に権限として認めているが、とりわけ刑事事件の場合は、従来ほとんどすべての事件について裁判委員会に付議して判決内容を決めていたといわれる。事件を受理した合議庭は裁判委員会の決定に法的に拘束されるため、「審而不判、判而不審」（実際に審理にあたる者は判決を下せず、判決を決める者は審理に加わらない）といった現象や、「先判後審」（先に判決内容を決めてから、のちに審理する）という病理を生んでいる。最近、事件数の飛躍的増大、訴訟遅延という事態のもと、できるだけ合議庭の判断を尊重し、裁判委員会が関与する事件の範囲を縮小する方向で改革がすすみつつある。しかし、合議庭の決定を実際の審理に拘わっていない裁判委員会が覆すことが、制度的に否定されるまでには至っていない。②院長・庭長による判決事前審査制。裁判の基準となる制定法の欠如、裁判員の資質の低さを補い、誤判を防ぐために、合議庭が作成した判決内容を法

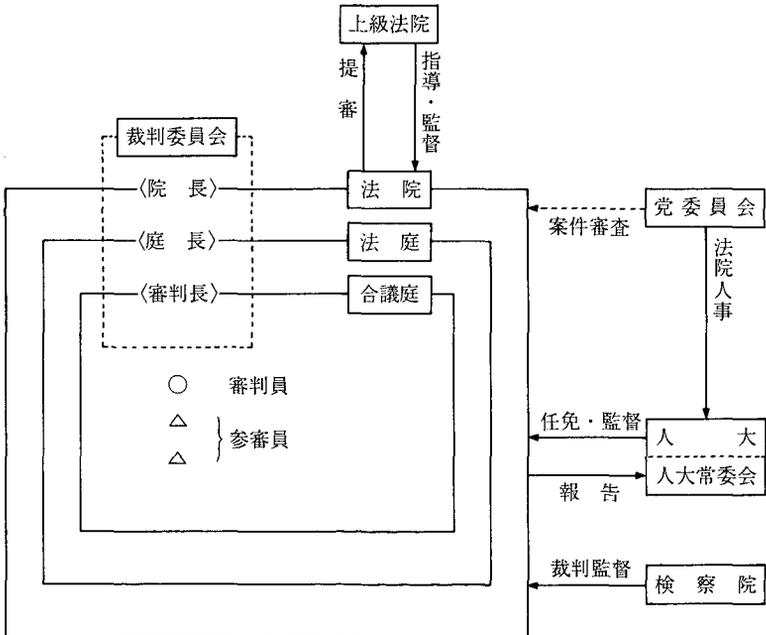
庭の庭長、法院長があらかじめチェックしたうえで、正式の判決として当事者に示すという事実上の制度が形成されている。やはりほとんどの事件についてチェックをへていたため、「審判員は案件の事実認定にだけ責任を負い、案件処理の善し悪しには上司が責任をもつ」といわれるように、審判員の間に無責任体制を生んでいる。裁判委員会の場合と同様の理由から、近時、チェックすべき案件の範囲を限定すべきことが叫ばれ出した。

中国における裁判の独立は憲法上、審判員の独立ではなく、法院単位のそれであることからすれば（憲法一一二六条）、法院の内部で法的決定が多重的な主体によって、集団的に行われても当然であるといえる。しかし、法的決定には当該法院の外からも以下のような介入が加わり、独立した裁判を脅かしている。①上級法院による介入。上級の法院は下級法院を監督・指導する権限を有しているが、これは行政的隷属関係ではないといわれる。しかし、下級法院はいったん受理した案件を自主的に上級法院へ移送することができるし（上訴ではなく、同一審級のなかでの移送）、上級法院は必要と認めた場合、下級法院から事件を引き上げて自ら審理することもできる（「提審」という）。特定の事件の審理状況について下級法院が中間報告を行

う例もあるようである。上級法院によって定期的に判決の質をチェックする活動が行われることもある。②党委員会による判決審査。歴史的に刑事事件を中心として法院の判決を党委員会が事前に審査することが行われてきた。一九七九年に刑法、刑事訴訟法ができたときにいったん廃止されるが、その後も重要案件については自主的に党委員会に報告して指示を仰ぐことが良しとされてきた。現在でも「大権は党が独占し、小権は法院に委ねる」といわれ、とくに党の幹部にかかわる事件など、具体的な事件の処理をめぐる党のサイドから法院にサゼスチョンが与えられることは珍しくないとと思われる。また、事実上の人事権をとおりして法院を間接支配していることは前述したとおりである。③行政機関からの介入。法院の予算は同級の地方政府の財政にくくられてあること、人事の交流もさかんであることから、行政部門からも具体的な裁判に横槍が入りやすい構造をもっている。

中国における訴訟構造の特徴としてはつぎのような諸点をあげることができる。（一）超職権主義的訴訟。①裁判の対象が当事者の請求・主張の範囲に限られず（上訴の対象についても同様）、裁判所が職権で問題をとりあげることができる。不告不理の原則はない。証拠収集、立証活動はおもに法院によって

担われ、裁判所が裁判の主役となっている。②主張内容に関して当事者間に争いがなくても、なお法院が職権で調査しなければ、事実と認定されない。つまり自白は存在しない。③当事者が立証に失敗しても、ただちに不利益（敗訴の危険）を負担するとは限らず、なお法院による職権調査に期待することができる。④執拗に調停による解決が薦められ、判決による決着は好まれない（民事訴訟の約七〇％が現在でも調停によって解決される）。職権で集められた証拠は、調停を進めるうえでの説得の材料として活用される。最近、訴訟の迅速な処理の要請から、当事者の役割を重視し、法廷での弁論の活性化・実質化を図ることが提唱されるようになってきている。九一年の新民事訴訟法では当事者の挙証責任を強化する方向で改正を行った。(二)公開審理の形骸化。裁判の主要な舞台が、法廷外の職権調査にあり、重要なことが密室で決まって行く。(三)判決に既判力がない。当事者には終審判決に対しても「申訴」という不服申し立てをすることが、憲法上の権利として認められていて、蒸し返しは原則として自由である。また、人大、検察院、上級法院の監督によって誤判が発見された場合には、いつでも再審が開始される。再審事件はきわめて多く、再審事件を専門に扱う法庭を設けている法院すらある。帝制時代以来の伝統に加えて、



毛沢東思想にもとづく「実事求是」「有錯必糾」の精神が深く浸透しており、誤りだと分かっただけに、手続的理由からこれを改めないというのは、中国人にとって耐えられない不合理と映るようである。

以上のように、中国の裁判（原語「審判」）は西洋でのそれとは相当異なる活動であり、これを裁判や司法というおなじタイムで語ることが適当であるかすら疑わしいほどである。

（本研究は一九九二年度文部省科学研究費・奨励研究Aの交付を受けた成果の一部である。）

○平成四年六月一二日（金）午後二時より

「私保険法の下での保険者の損害賠償と求償」

報告者

ヴォルフガング・フライヘア・

フォン・マーシャル氏

（ボン大学教授）

出席者

二六名

比較法の第一人者でおられるフォン・マーシャル教授から、表記の題目の講演をいただいた。具体的には、第三者の不法行

為によって事故が起った場合に、保険者はその第三者に対し損害賠償あるいは求償を請求できるか、その請求の法律構成如何という問題と、加害者が責任保険に入っていた場合に損害賠償責任がどのような影響を受けるかという問題を取り上げられた。講演の後、様々な問題につき質疑応答がなされた。これらの内容については、講演・討論の通訳を担当された小樽商科大学助教授藤原正則氏の翻訳と要約（本誌掲載）を参照いただきたい。

（文責 瀬川 信久）